

# 町県民税・所得税の申告がはじまります

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

町県民税の申告、所得税の確定申告が2月18日(月)から始まります。  
 該当する方は、町の申告会場や塩釜税務署の確定申告書作成会場(マリングート塩釜)で申告をお願いします。  
 平成29年度(平成28年分)の確定申告からマイナンバーの記載が必要となり、申告に必要なものが増えていきます。申告の際に必要なものが足りない場合、受付できませんのでご注意ください。  
 確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成できます。なお、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできますのでご利用ください。

## ● 町県民税(住民税)の申告が必要な方

- 平成31年1月1日現在、松島町に住所があり、平成30年中に所得(収入)がある方
- 事業所得(営業・農業)、不動産所得などがある方
- 給与所得者で給与所得以外の所得がある方、または2か所以上から給与を受けた方
- 給与所得者で年末調整を受けていない方(中途退職された方など)
- 年末調整済みの給与所得者の方で、追加で各種控除(医療費控除・生命保険料控除・雑損控除等)を受けられる方
- 公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告の必要はなくなりましたが、住民税の申告は必要です。  
 ※給与所得のみの方で年末調整済みの方は、町県民税の申告は必要ありません。  
 ※直接税務署に確定申告された方は、町県民税も併せて申告したものとみなされます。

## ● 収入がなくても町県民税の申告が必要な方

- 税の証明が必要な方(児童手当・保育所入所・町営住宅入居などの手続きのため)  
 ※税の証明(所得課税証明書・非課税証明書)は、町県民税申告書や所得税確定申告書などの課税資料を基に作成しますので、申告をしないと証明書の発行ができません。
- 国民健康保険に加入されている方及び世帯主の方、後期高齢者医療保険に加入されている方及び同じ世帯の方、介護保険の第1号被保険者の方及び同じ世帯の方  
 ※町県民税申告書は保険税等の算定資料も兼ねています。申告をしないと軽減を受けることができません。

## ● 所得税の確定申告が必要な方

- 1か所からの給与のほか年金・事業・不動産など20万円を超える所得がある方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与所得と事業・不動産などの所得の合計額が20万円を超える方
- 年金のほか給与や事業・不動産など20万円を超える所得がある方
- 給与収入が2千万円を超える方
- 各種の所得の合計額が基礎控除、その他の控除の合計額を超える方
- 給与や年金の源泉徴収票に記載されている扶養親族や配偶者控除などを修正する方

## ● 申告の際に持参するもの

- 印鑑(シャチハタ系を除く)
- 源泉徴収票などの収入のわかるもの
- 営業、農業、その他の事業所得があった方は、帳簿書類、通帳等の収入・支出のわかるもの
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、医療費通知、領収書等(医療費の領収書等は集計して持参ください)
- 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書
- 寄附金控除を受ける方は、寄附先から発行された領収書
- マイナンバーが確認できるもの(個人番号カードまたは通知カード)と、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)

## ● 申告事前準備のお願い

- 申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前に自分のできる準備はしていただき、必要な書類は必ず持参してください。
- 農業所得の申告をする方は、収支内訳書の記入(帳簿作成は義務付けられています)
- 医療費控除の申告をする方は、受診者ごと・医療機関ごとに領収書の整理・集計(生命保険などの各種助成金の受領額も集計してください)

## ● 次の申告は税務署でお願いします

- 青色申告
- 平成29年以前の収入の申告
- 消費税の申告
- 土地・建物および株式等の譲渡所得の申告
- 上場株式等の配当所得に関する申告(総合課税及び分離課税)
- 先物取引に関する雑所得等の申告  
 上記は町の申告会場では受付できませんので、塩釜税務署の確定申告書作成会場「マリングート塩釜」での申告をお願いします。

※確定申告用紙は、役場税務班窓口、及び申告会場に配置しますので職員に申し付けください。なお、税務班窓口への申告書配置は2月1日以降の予定となります。

## ● 申告日程

平成31年 2月		
受付日	曜日	申告受付対象地区
2/18	月	漁業者(松島地区)・観光船業者
2/19	火	漁業者(磯崎地区)
2/20	水	松島地区(1・2・3・4・5・6)
2/21	木	松島地区(7・8・9・10・11・12・13)
2/22	金	手樽行政区の全地区
2/25	月	
2/26	火	磯崎地区(1・2・3・4・5)
2/27	水	磯崎地区(6・7・8・9・10・11)
2/28	木	下竹谷行政区・北小泉行政区の全地区

## ● 場 所

松島町文化観光交流館 2階 講座室

## ● 受付時間

午 前： 9時 から 11時 まで	平日及び日曜 受付日
午 後： 13時 から 15時 まで	平日受付日
夜 間： 17時 から 19時 まで	申告期間中の 3月の木曜日

平成31年 3月		
受付日	曜日	申告受付対象地区
3/1	金	上竹谷行政区・根廻行政区
3/3	日	全行政区対象
3/4	月	幡谷行政区
3/5	火	
3/6	水	本郷行政区
3/7	木	本郷行政区 夜間受付(全行政区対象)
3/8	金	初原行政区・桜渡戸行政区
3/11	月	高城地区(西1・2・高1・2・3・新3・4・5)
3/12	火	高城地区(中・割波・割2・光陽台・6・新6)
3/13	水	高城地区(7・8・9・10)
3/14	木	全行政区対象 夜間受付(全行政区対象)
3/15	金	全行政区対象

夜間の申告受付は、  
3月7日(木)、3月14日(木)に行います。

3月3日(日)は、午前のみ受付を行います。

※夜間、日曜日は大変混み合います。待ち時間が長時間になる場合がありますので、ご了承ください。

3月16日以後、確定申告の受付は町ではできません。直接税務署での受付となります。

問合せ先：財務課税務班 ☎354-5703

## 塩釜税務署からのお知らせ

### ○ 確定申告書作成会場について

所得税等(譲渡所得を含む)・消費税等・贈与税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

- 会 場 マリングート塩釜 3階 マリンホール(塩釜市港町1-4-1)
- 開設期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)(土・日を除く)
- 開設時間 午前9時～午後4時

※会場開設期間前は、塩釜税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりませんので、会場開設期間中にお越しください。

申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。会場をご利用される際には、開設時間内に申告書を作成できるよう、なるべく早めにお越しください。

なお、国税に関してのご相談・ご質問は『電話相談センター』をご利用ください。税務署に電話していただき、音声案内「0」を選択しますと『電話相談センター』へつながります。

### ○ 「確定申告のお知らせ」の送付について

平成29年分所得税等確定申告書を松島町相談会場(松島町文化観光交流館)で提出した方には、確定申告書用紙に代えて、申告に必要な情報を印字した「お知らせはがき」又は「お知らせ通知」が送付となります。相談の際に持参をお願いします。

### ○ インターネットでの確定申告について

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、所得税等、消費税等の確定申告書や青色申告決算書等が簡単に作成できるほか、e-Taxにより直接送信することもできます。

- 問合せ先 塩釜税務署 ☎362-2151